

平成26年度行政事業レビューにかかる行動計画

I. 基本的な考え方

厚生労働省においては、厚生労働省内に設置された行政改革推進室を活用し、行政改革推進本部事務局と連携しながら行政事業レビューを実施する。

II. 実施体制

行政事業レビューは、厚生労働省内に設置された行政改革推進室で実施し、大臣官房参事官（会計担当）がⅢ. の具体的な取組の進捗を管理する。

また、行政改革推進室において適当な数の外部有識者を選定し、委嘱するものとする。

（参考）

行政改革推進室（以下「推進室」という。）の体制

- （1）推進室長は、総括審議官とする。
- （2）推進室に、大臣官房参事官（会計担当）及び政策評価官を加え、総括チームとする。
- （3）省内の各部局や地方支分部局等は、事業の実態把握（行政事業レビューシートの作成や現地調査の支援）など推進室の取組みに協力する。
- （4）事務局は、省内の各部局の協力を得ながら、大臣官房総務課、大臣官房会計課及び政策評価官室が担う。

III. 行政事業レビューの取組み

1. 事業の実態把握

- （1）事業単位の整理
厚生労働省の平成25年度の事業について、4月中に点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。
- （2）行政事業レビューシートの作成
事業所管部局は、事業単位毎に行政事業レビューシートを作成し、事業の実施状況や予算の支出先及び用途などの実態を把握する。
- （3）行政事業レビューシートの公表
行政事業レビューシートは、公開プロセスの対象となる事業については、原則として公開プロセスの開始日の10日前までに、その他の

事業については7月上旬までに、厚生労働省HPにおいてそれぞれ公表する（中間公表）。

（4）新規事業及び新規要求事業の取扱い

新規事業及び新規要求事業についても、事業の自己点検や、4で示す取組を行うため、行政事業レビューシートに記入可能な事項を記入の上、公表する。

①平成26年度新規事業

平成25年度の事業と同時期に中間公表及び最終公表を行う。

②平成27年度新規要求事業

概算要求提出後、2週間以内を目途に公表を行う。

2. 自己点検（事業見直し案の検討）

事業の実態を踏まえ、それが本来の事業目的と合致しているか、真に効率的・効果的な支出となっているかなど、事業所管部局が政策評価との関連性にも留意しながら、自己点検を実施する。

また、外部有識者によって構成される「厚生労働省行政事業レビュー外部有識者会合」を設置し、対象事業の点検結果を外部有識者の所見として、レビューシートの所定の欄に記載する。

3. 公開プロセスの実施

事業の実態や自己点検結果を踏まえ、外部有識者を交えて公開プロセスを実施する。

（1）公開方法

- ・ ホームページ上に動画を公開。
- ・ 議事録は、後日、速やかに公開する。

（2）外部有識者

厚生労働省が選定した外部有識者3名に、行政改革推進本部事務局が指定する外部有識者3名を加える。

（3）事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、適切に対応を行う。

4. 結果の公表、概算要求への反映

公開プロセスの結果を踏まえ、公開プロセスにかからない他の事業についても、レビューを実施するとともに、公開プロセス結果の視点も踏まえ、必要な横断的見直しを行うなどして、その結果を平成27年度予算の概算要求に反映させ、公表する。また、これを組織や制度の見直しにも活用していくこととし、適切に予算執行にも反映させることとする。

5. 行政事業レビューの実効性向上のための施策

国民や職員からの意見・提言募集、人事評価への反映など、行政事業レビューの実効性を高め、その向上に資する施策について、積極的に取り組む。

(1) 国民や職員からの意見・提言募集

行政事業レビューについて、インターネット等を活用し、国民や職員からの意見・提言を募集し、有効なものについては取組として実践する。

(2) 人事評価への反映

人事評価の目標設定に当たって、コスト意識の視点から、予算執行の効率化に関する取組を盛り込む。

IV. 今後のスケジュール（予定）

4月～ 公開プロセス対象事業の選定

5月下旬～ 公開プロセス対象事業のレビューシートを公表

6月中旬～ 公開プロセスを実施

6月下旬～ 公開プロセスにかからない他の事業のレビューシートを公表
行政事業レビューの結果を概算要求に反映

8月末 概算要求、レビューシート最終版を公表